#### 電気通信紛争処理委員会(第211回)

## 1 日時

令和3年5月28日(金)14時00分から15時10分

#### 2 場所

Web会議による開催

## 3 出席者(敬称略)

(1)委員

田村 幸一(委員長)、荒川 薫(委員長代理)、小塚 荘一郎、三尾 美枝子(以上4名)

(2)特別委員

青柳 由香、荒井 耕、大橋 弘、杉山 悦子、矢入 郁子(以上5名)

(3)事務局

事務局長 吉田 博史、参事官 和久屋 聡、紛争処理調査官 武藤 聖、上席調査専門官 茅野 民夫、上席調査専門官 岩崎 未希子

## 4 議題及び議事概要

- (1)本格的な5G時代における事業者間紛争に関する調査研究の概要【公開】 事務局より説明を受け、質疑応答を行った。
- (2)法務省法制審議会仲裁法制部会「仲裁法等の改正に関する中間試案」の概要【公開】

事務局より説明を受け、質疑応答を行った。

# 5 審議内容

## (1)開会【公開】

【田村委員長】 委員長の田村です。それでは、第211回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。皆様には、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。 今回も新型ウイルス感染拡大防止のために、Web会議システムによる開催とさせてい ただきます。

本日は委員の方4名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、特別委員5名の方にも御出席をいただいております。

なお、Web会議の要領につきましては、いつもと同じでございますが、マイクとカメラは通常はオフにしていただきまして、御発言の際にオンにしていただいて、お名前をおっしゃった上で御発言をお願いいたします。御発言を希望の際には、Web会議システムのチャット機能で「発言希望」とお知らせいただくか、口頭でお知らせいただきたいと思います。

傍聴につきましては、Web会議システムでは画面上確認いただけませんが、音声のみ お聞きいただいております。

それでは、本日の議題に入ります前に、文書による審議の形で開催いたしました委員会の議事につきまして、私のほうから御報告させていただきます。

3月の第209回委員会におきまして、令和2年度年次報告案につきまして御審議いただきました。4月の第210回委員会におきましては、令和2年度年次報告の決定、及び、総務大臣に対する報告につきまして御審議いただきました。審議の結果、委員全員の賛成が得られましたので、4月23日に総務大臣に年次報告を提出して公表したところでございます。御協力ありがとうございました。

(2)議題1:本格的な5G時代における事業者間紛争に関する調査研究の概要【公開】

【田村委員長】 それでは、本日の議事に入ります。本日は公開の議事となっております。初めに、議題1でありますが、本格的な5G時代における事業者間紛争に関する調査研究の概要ということにつきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。お願いします。

【茅野上席調査専門官】 事務局、茅野でございます。ありがとうございます。 それでは、資料の211-1の横版の資料でございます。

本格的な5G時代における事業者間紛争に関する調査研究ということで、外部委託で実施しましたので、その概要を今日御報告させていただきます。

おめくりいただきまして、目次がございまして、3ページが調査の概要で、4ページを 御覧いただけますでしょうか。背景でございます。

5 Gではネットワークの仮想化技術の導入等々、様々なサービス、技術等が変化していくということが言われてございます。それによりまして、新たな事業者の出現も想定され

るということでございます。今後5Gが本格化するということなのですが、そうした変化 が加速していくことが見込まれるということでございます。

それによりまして、MNOとMVNOとの間の取引、ビジネス構造においても新たな変化が生じることが想定されるということで、そうしたサービス、技術の変化、あるいは、新たな事業者の出現、こうしたものがMNOとMVNOとの間のビジネス構造等にどのような影響を与えていくのかというのを検討しまして、事業者間契約における今後の課題を把握していくということが目的でございます。

おめくりいただきまして、5ページでございます。

調査方法ですけれども、文献調査、そして、MVNO委員会にヒアリングをして全体像を把握するということでございます。そして、事業者アンケートですが、MNOと、MVNOは回線契約3万以上ということで、一定の報告等をしてもらっているところを対象としているということでございます。64.5%の回収率ということでございます。最後にまとめということでございます。

おめくりいただきまして、6ページからが文献調査ということで、現状把握ということ でございます。

7ページを御覧いただければと思います。

5 Gの提供状況ですが、3 社は昨年3月、楽天モバイルは9月に開始してございます。 一方、MVNOにおいても、数社既に5 G回線を用いたサービスを提供している状況で ございます。

今後ですけれども、MNO各社は本年度中に5Gコアネットワークを導入し、スタンドアローン方式による5Gサービスの提供を開始予定ということでございます。下に図がございますが、今も5Gの基地局が整備されて、サービスが提供されているわけですが、それをコントロールするコアネットワーク、これは4Gのものをそのまま使ってございます。ノンスタンドアローンの構成と言われていますけれども、期待されている機能が、今後それがスタンドアローンになっていくといよいよ本格的に提供可能となってくるということだと思います。

そうした機能につきまして、MNO各社は自分たちと同時期にMVNOにおいてもその サービス提供が可能となるよう検討を進めていく意向は示されているという状況のようで ございます。

おめくりいただければと思います。

それでは、どういった新たな技術やサービスの導入が見込まれるかということでございます。例えば、MVNOへの機能提供は、今は、設備と設備の物理的な接続によりその機能を提供しているわけですが、そうではなくて、アプリケーションレベルでのより自由度の高い形での機能提供が可能になるのではないか、あるいは、オンラインでのeSIMの書き換えを可能とするような、リモートSIMプロビジョニング機能というものをMNOにおいても使うようになって、それがMVNOにおいても使えるようになるのではないか、あるいは、自分たちの設置する設備だけではなく、他社の設置するクラウドサービス等をMNOが使用しだして、MVNOにはそれをどうやって提供されていくのか等、あるいは、ネットワークを仮想的に分割して、大容量等、用途ごとに最適化していくようなスライシング技術、そういった新たな技術・サービスの導入が可能になるという指摘がございます。

今後は従来とは異なるそうした新たな技術・サービスの利用に向けて、従来とは異なる 新たな契約の締結について協議が行われてくるのではないかということでございます。

おめくりいただきまして、MVNO委員会のヒアリングの結果が10ページでございます。

同委員会からは、MVNO全体として5Gサービスの提供意向を有する、スタンドアローンに移行すると様々な機能が広がるため、ビジネスも広がる可能性を感じているということで、5G提供に関する期待感が示されております。

一方で、スタンドアローンについては協議に至っていない、恐らく卸が主体になるだろうけれども、協議に至っていない、あるいは、新たにクラウド事業者等、新しい契約相手が出てくるのではないかということで、契約形態が今後変化していくのではないかという見通しが示されているということでございます。

続きまして、個々の事業者へのアンケート調査結果でございます。 1 2ページを御覧いただければと思います。

MVNOにおける5Gサービスの提供状況ですが、提供済みは、図表4でございます、13%とまだ限定的ですが、具体的なサービス内容を検討中が33%、5Gは関心があるが実施するかどうかを含めて検討中が38%、もう1つ、17%というのは説明がちょっと抜けていますけれども、未定とか、提供する予定なしというのが17%ということで、5Gサービス提供への関心は高いのではないかということがうかがえるということでございます。

5 Gサービスの提供開始時期ですけれども、図表5ですが、1年以内と1~2年以内で

もう5割を超えているということで、やはり関心が高いです。

MNOから見たときに、MVNOに提供しているかどうかというのが図表6ですけれども、40%が提供しているという状況でございます。提供していないMNOにおける回答が右下の囲みでございます。具体的な協議にまだ至っていないとか、あるいは、スタンドアローン構成でのやはり接続形態をどうするかということも重要なわけですが、まだそれが定まっていない、議論の状況を踏まえて検討していきたいという回答があったということでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、13ページでございます。

MVNOにおいては、5Gサービスでどういうことをしていきたいのかということを聞いたということでございます。超高速・大容量のデータ通信サービス、耐災害性と高セキュア性により安定運用可能なサービス、画像伝送・データ解析等、要は、従来どおり、4Gまでと同じサービスではなくて、やはり5Gの特徴を生かしたいろいろなサービス、非常に多岐にわたったサービスが提案されているということでございます。

一方で、検討中、提供希望とか、まだまだ具体的な内容が固まっていない事業者さんが 非常に多いという状況でございます。

おめくりいただきまして、14ページでございます。

それでは、いろいろな新たな技術・サービスというのが見込まれるわけですが、どのようなところに関心があるかということでございます。MVNOにおきましては、クラウドサービスを利用していかなければいけないのではないか、あるいは、ネットワークスライシング技術をぜひ提供してほしいという回答が多かったということでございます。

MNOにおきましては、右側の図ですけれども、みんな同じような数字なのですが、リモートSIMプロビジョニング機能、これのMVNOへの開放がされていくのではないかという回答が多かったということでございます。これは政策当局のほうでこの議論を今、していますので、多分それが反映されているのではないかということでございます。

双方において、注目する項目に差異はありますが、一定程度従来どおりではなくて、M VNOにおける新たな技術・サービスの利用を検討していくということなのだろうという 必要性を感じているということがうかがえたということでございます。

おめくりいただきまして、15ページでございます。

それでは、事業者間の協議の状況ですが、図表10がMVNOから見たときですが、具体的な話をしたが47%、具体的な話まではいっていないが話合いはしたというのが

33%、右側がMNOから見た結果でございますが、具体的な話をしたが40%、話合いを行ったが具体的な話まではいっていないが20%ということで、既に一定程度協議は行われているのかなということでございます。

おめくりいただきまして、16、17ページでございます。

MMOとMVNOの間の契約上の課題についてお聞きしたということでございます。契約上の課題について、MVNOにおいては、提供内容とか、あるいは、その提供される時期とかに関する情報開示がちょっと不十分というのが課題である、あるいは、自社の専門的知識とか契約ノウハウの不足がある、価格面の条件が合わないといった課題があるという回答が多かったということでございます。

一方、MNO側からは、提供形態とか卸料金といった課題も示されたのですが、現時点において課題を認識していないと回答した事業者もあったということで、少し違うのかなというところでございます。

18ページでございます。

新たな技術・サービスに特化した契約上の課題についても聞いたということでございます。

まず、MVNOから、新たな技術・サービスについて、今後契約先はどうなっていくかということをお聞きしたら、従来MNOと契約していたわけですけれども、そのほかに、クラウドサービス提供事業者等、新しいところとも契約していくんだろうという声があったということでございます。

それでは、課題としては、やはり提供内容、時期に関する情報開示不足、あるいは、サービスが複雑になり、交渉先が増え、調整が大変になるのではないか、あるいは、自社の専門的知識・契約ノウハウ不足、この辺が課題となってくるのではないかというような回答が多かったということでございます。

MNOからは、こちらはMVNO以外の事業者との課題ということでお聞きしたわけですけれども、双方のノウハウ不足であるとか、あるいは、相手先の知識の有無によって協議期間に差が出てくるといった課題意識が示されたということでございます。

まとめでございます。

20ページでございます。MVNOにおける5Gサービスの提供状況につきましては、 具体的なサービス内容を検討している、あるいは、関心があるといったところが多いとい うことで、5Gサービス提供への関心の高さがうかがえたということでございます。また、 提供する具体的内容としても、5Gの特徴を生かした多種多様なサービスが多岐にわたって挙げられているというところでございます。提供開始時期も、一、二年で5割ということでございます。こうした状況から、今後事業者間での協議がさらに加速されていくのではないか、あるいは、協議の内容の具体化も今後進んでいくのではないかというような分析でございます。

新しい技術やサービスにつきましても、双方とも一定程度今までどおりとは違うことになっていくのではないかということで、今後新たな協議事項となっていくものと思われるという分析でございます。

21ページでございます。

では、契約上の課題としてどういうことがあるかということですが、①として、MNOにおいては4割は課題なしとの認識ですが、MVNOにおきましては、3割が、契約先からの、すなわちMNOからの情報開示不足というのが挙がっているということで、こうした認識の差が今後協議進行上の課題、争点となってくるのではないかという分析でございます。

2つ目が、専門的知識・ノウハウの差異ということで、MVNOでは約2割が自らの専門的知識・契約ノウハウの不足を挙げているということでございます。MNOにおきましても、新たな技術・サービスの利用に係る課題としてそうしたことを挙げているということでございます。今後専門知識と契約ノウハウの差異というのが、事業者間協議の円滑な進行に影響を与えてくるのではないかというような分析でございます。

最後ですけれども、MVNOからはサービスの複雑化に伴い、交渉先との調整が大変になってくるのではないかという課題が示されているということでございます。協議に多様な関係者が介在することによって、紛争の複雑化や長期間というのが想定されるという分析でございました。

以上でございますけれども、参考として、22ページ、23ページでございます。

当委員会の認知度もお聞きしているということで御紹介申し上げます。MNOにおきましては、23ページですが、全社当委員会の名前、名称も役割も知っていたとの回答でございます。一方、MVNOですけれども、契約数が3万以上の事業者に聞いたのですが、38%が知らなかったということでございます。名前も役割も知らなかったということで、少し驚いたというところでございます。

MVNOが当委員会を認知した経緯ですけれども、昨年度のこの調査のアンケートや、

あるいは、当方というよりも、政策担当部局が作成しておりますMVNOガイドライン、 そこに当委員会のことが掲載されております。その辺で知ったという回答が多かったとい うことでございます。

最後、24ページでございます。では、認知度を向上していくためにどうすればいいかということをお聞きしたところ、MVNOにおきましては、先ほどのMVNOガイドラインの周知・普及を進める、あるいは、当委員会が行っておりますお知らせの頻度を高める、あるいは、具体的な相談とかあっせん事例の紹介というのを進めるという回答が多かったということでございます。

以上、調査研究の概要の説明でございました。ありがとうございます。

【田村委員長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様から御質問等ございましたら御発言をお願いしたいと思います。御発言御希望の方はチャットで御連絡をお願いします。

小塚委員、どうぞ。

【小塚委員】 小塚です。ありがとうございます。

5 Gという言葉は聞いているものの、技術のことがよく分かっていないので、素人的な質問で恐縮です。ネットワークスライシング技術という言葉が途中で出てきましたが、具体的にどういう場面で使われることになるのだろうということと、それから、それに伴って新しい契約形態が必要になってくるのではないかというお話でしたけれども、具体的にどんな契約をして、双方にどういうメリットが生まれてくるということなのか、もう少し御説明をいただけませんでしょうかというお願いです。

【田村委員長】 事務局、お願いします。

【茅野上席調査専門官】 ありがとうございます。まさしくそういうところが今後議論されていくのだと思いますが、5 Gの導入当初言われていたのは、例えば、5 Gの特徴として大容量というのがございます。あるいは、低遅延等があります。それぞれ、利用の用途が違ってくるわけです。1つはスマホ向けであるとか、低遅延の場合はスマートメーターである等、そういった目的ごとにネットワークを仮想的に割っていって、分けることによってリソースを最適に利用するという考え方のようです。

MNOが利用するときはそういうことなのでしょうけれども、MVNOもやはりネット ワークの一定帯域を割り当ててもらっているわけですけれども、その自分たちに割り当て てもらった帯域について、MNOと同様に、一部分は大容量として、一部分は低遅延として等、そういう利用方法ができるのかどうかというのが、今後多分打合せ等、協議がされていくのではないかということでございます。よろしいでしょうか。

【小塚委員】 ありがとうございました。契約の目的、内容がより複雑多様化するということであろうかというふうに理解いたしました。ありがとうございます。

【田村委員長】 それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか。 大橋特別委員、どうぞ。

【大橋特別委員】 ありがとうございます。特段御質問というよりも、感想に近いのですけれども、紛争委員会のほうで、こうした形で将来の技術の進展を先取りする形で調査されるという、こうした姿勢自体というのは大変すばらしいものだと思います。本来ですと、紛争案件が出てきてから対応するという姿勢になりがちだと思うのですけれども、アンテナ高く、案件が来たときに、しっかり、技術の動向を踏まえて対応できるように、ふだんからしっかり情報収集なり、勉強なりをしていくということの一環としての調査だというふうに理解しました。今後これまで以上に技術に伴う紛争案件の複雑化、長期化というのは見込まれるという結論もそのとおりだと思いますので、引き続きぜひいろいろこの場でも議論をさせていただければと思っている次第です。ありがとうございます。

【田村委員長】 事務局から何かありますか。

【茅野上席調査専門官】 ありがとうございます。いざ案件が生じたときにより適切に 対応できるように、こうした調査を引き続き行っていきたいと思っております。

【田村委員長】 それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

特にほかの委員の方からないようですので、議題1についてはこれで終わりにしたいと 思います。

(3)議題2:法務省法制審議会仲裁法制部会「仲裁法等の改正に関する中間試案」の概要【公開】

【田村委員長】 引き続きまして、議題2に移りたいと思います。議題2は、法務省法制審議会仲裁法制部会の「仲裁法等の改正に関する中間試案」の概要ということにつきまして、事務局の説明をお願いします。

【茅野上席調査専門官】 ありがとうございます。続きまして、では、資料の211-2と書いてございます、法務省の法制審議会の仲裁法制部会で、「仲裁法等の改正に関する中間試案」というものが取りまとめられまして、パブコメに付されましたので、御紹介申

し上げようということでございます。

資料ですが、資料一覧に書いてございます。まず①として、意見募集の概要をつけてございます。②としまして、題名は仲裁法制の見直しに関する検討という題名がついていますが、このカラフルなものですが、これが中間試案の概要になってございます。③が、A 4縦の少し薄いほうですが、中間試案の本体でございます。④が、中間試案の補足説明の資料、少し厚めのものでございます。⑤が、当方がこれは作成いたしまして、関係する仲裁法の規定を抜粋したものでございます。これは参考ということでございます。

では、まず①を御覧いただきたいのですが、意見募集の概要でございます。 1 枚もの、 両面ございます。仲裁法制部会では、3月5日の会議でこの中間試案を取りまとめました ということでございます。この中間試案ですが、確定的な案を示すものではなく、意見募 集の結果を踏まえた今後の審議においてさらに検討を深めて成案を得ていくことが予定さ れていると、そういった位置づけということのようです。意見募集は5月7日まで行われ たということでございます。

続きまして、内容でございます。②の中間試案の概要と、それから、③の中間試案の本体、それから、補足説明、この3つ、すみません、行ったり来たりするかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

では、②の概要資料を見ていただきたいのですが、カラフルなものでございます。一番 上に検討状況とあります。国際仲裁の活性化と国際調停の活性化もあるということだと思 います、この観点から、仲裁法制の見直しについて検討中ということでございます。昨年 10月から調査審議を開始して、3月に中間試案を取りまとめたという状況のようでござ います。

中身ですが、概要ということで、3本柱があるようでございます。この中で、一番下の 青い民事調停事件の管轄の見直し、こちらは、裁判所で行われる民事調停手続ということ で、当委員会の手続とは直接関係してこないので、こちらは今日は省略とさせていただき ます。

では、上の仲裁法の見直し、赤いところでございます。内容ですが、3つ柱がございまして、1つは暫定保全措置ということで、UNCITRALのモデル法が改正されたことを踏まえ、暫定保全措置について、今はあまり規定がないわけですが、定義を書いたり、発令要件を書いたり、あるいは、暫定保全措置の執行、仲裁判断そのものにはもちろん執行力があるわけですけれども、暫定保全措置にも執行力を付与していくといった規定整備

ということでございます。

もう1つが、仲裁合意の書面性の要件を緩和する改正ということでございます。

もう1つが、一定の手続が裁判所、執行決定の手続等行われるわけですけれども、それ につきまして、東京地裁とか大阪地裁に競合管轄を認めたり、外国語資料の訳文添付の省 略を認めたりというふうな緩和の措置ということでございます。

こちらは仲裁ということでもありまして、内容を細かく見るのではなくて、駆け足で申 し訳ないのですが、一応中間試案のどこに何が書いてあるかだけ少し確認をさせていただ きます。

③の中間試案の本体の資料を御覧いただければと思います。黄色で塗り潰してございません。1ページからでございます。1ページの第1部が仲裁法の見直しのところということでございます。第1ということで、今の暫定保全措置、1つ目の内容について書いてあるということでございます。

1には、定義ということで、(2)等を見ると、現状を変更しない措置や、現状に回復する措置等、定義について記載しているということでございます。

2は発令要件ということで、著しい損害を避けるために必要とすることが書いてございます。

おめくりいただきまして、2ページに行くと、3で、担保の提供を命ずることができること、4は予備保全命令、5は変更の話等、3ページですけども、6で事情変更の開示、7で費用損害の賠償を命ずる話、8で、執行力を付与していく手続が書いてあるということだと思います。暫定措置または保全措置はその効力を有するということでございます。ただし、民事執行するには執行決定がなければならないとなっております。

さらに、そこからは適用しないケースがずっと書いてありまして、4ページの下に行きますと、(2)のアですが、民事執行しようとする当事者は裁判所に対して執行決定を求める申し立てをすることができるという規定があり、あとは、執行の手続がずっと書いてあると思います。

恐らくは、もともと仲裁判断につきまして執行の規定がございますので、それを参考に しているものだと思っております。

7ページに行きますと、仲裁合意の書面性の規律があります。仲裁合意は書面によって しなければならない。その内容が何らかの方式で記録されているときは、口頭、行為、そ の他の方法により締結されたとしても、書面によってされたものとするということで、口 頭で仲裁合意をして、それを録音したものについても書面性があるということのようでご ざいます。

第3で、裁判所における手続についての規定でございます。(2)を見ると、次の各号に 掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも申し立て をすることができるということで、東日本ですと東京地裁、西日本ですと大阪地裁とかと いう規定がございます。国際仲裁ということで、ノウハウが蓄積されていくということだ と思います。

3に行きますと、外国語資料の訳文添付の省略の規律があるということでございます。 以上が仲裁法の改正のところでございます。

概要資料に戻っていただけますでしょうか。

次の柱が、調停、あっせんも入ってくるということなのですけれども、調停による和解 合意に執行力を付与し得る制度を創設していくということでございます。

中身の前に、仲裁法の見直しのほうは、何法を改正するかは明確で、仲裁法が改正されるということでございます。当委員会の仲裁におきましては、電気通信事業法に仲裁法を 準用すると書いてございます。このまま進んで、電気通信事業法のほうも特に何も手当て しないと、これがそのまま当委員会の仲裁の手続になっていくということで、そこは明確 なわけでございます。

この調停のほうですけれども、こちらは何法を改正するとか、何法をどう改正するかというのは、まだそこは固まっていないようでございます。よって、内容もそうですけれども、どういった法律のつくりになっていくのか、そこも今後見ていく必要があるということだと思います。

内容でございます。国際仲裁とともに、国際調停を活性化する観点から、UNCITR ALのシンガポール条約を参考に、調停における和解合意に執行力を付与し得る制度を構想していくということのようでございます。

概要ですけれども、もちろん執行力を付与する手続が中間試案にあるわけですけれども、 そこではなくて、そもそも何を対象にしていくのかというところに議論があるようで、こ の概要書にはそれが記載されてございます。

まず、対象となる和解合意ですが、甲案、乙案の両論併記ということでございます。甲 案が国際的な事案だけを対象としていく、乙案が国内の事案も対象とするということでご ざいます。乙案は2つに分かれていまして、1案ということで、国内の事案全部を対象と していくということでございます。乙の2案が、一定の要件を満たす場合のみを対象とするということでございます。例として、認証ADR。ADR法は、調停やあっせんを行う民間の事業者を、法務大臣が適正に行うことができるということで認証して、使いやすくしていくというものですが、そういったところに限定していくという例が示されているということでございます。

対象となる紛争類型ですが、和解をすることができる民事上の紛争ということでしょう けれども、消費者紛争、個別労働関係紛争、家事紛争は対象外ということですが、ここも 引き続き検討ということのようでございます。

ただ、当委員会につきましては、この3つの類型いずれも、もともと対象としていませんので、結論としてこれらが対象になってもならなくても、そんなに当委員会には影響はないという気はしております。

では、中身も見させていただきたいと思います。③の中間試案の本体を見ていただけますでしょうか。こちらは黄色く当方で塗り潰してございます。

8ページを御覧いただければと思います。8ページの下のほうに、第2部、調停による 和解合意に執行力を付与していく話でございます。

まず、定義とありまして、調停というのが対象の外枠ということだと思います。その手続の名称や実施の原因にかかわらず、あっせんであっても対象となるということだと思いますが、一定の法律関係に関する民事上の紛争について、紛争の解決を強制する権限を有しない第三者の仲介により和解による解決を試みる手続ということで、当委員会やほかの行政型ADRにおけるあっせんや調停も対象となってくるのかなということでございます。注にありますけれども、法制について予断するものではないということで、何法を改正

するかというのはまだ定まってないということでございます。

9ページに行くと、適用範囲で、先ほどの甲、乙案の話があります。甲案は国際性を有する和解合意のみを対象、内容を見ますと、(1)で、調停において成立し、書面によってされた当事者間の和解合意について適用するのですけれども、ただしということで、次に掲げる事由のいずれかがあるときということで、国際性のあるものが①から④まであるということでございます。少し中身を見てみますと、①ですと、当事者が互いに異なる国に住所等々を有するとき、あるいは、②は、当事者の住所等が和解合意に基づく義務の重要な部分の履行地と異なるときいうことが記載されてございます。

典型的には外国法人が関係する事案ということでしょうけれども、そもそも当委員会で

外国法人を対象としているかという点につきましては、外国法人であっても、日本国内で電気通信事業を営むということですと、電気通信事業法の対象となって、いろいろな届出等の対象になりまして、当委員会のあっせんの対象にもなってくるということで、仮に甲案に進んでいって、それが当委員会の対象になってくるということであれば、当委員会にも、甲案であっても影響が出てくるということでございます。

乙案は、国内の事案も適用対象とするということで、乙の1案を見ると、先ほどの和解合意について適用するということで、先ほどのような、ただし、がないということでございます。乙の2案を見ると、甲案に次の記述を加えるということで、認証紛争解決手続、ADR法により成立した和解合意について適用するということが書いてありますが、これは注を見ますと一例として書いたということで、その範囲について他の規律を設けることを排除するものではないという記載があります。

ここで、甲案と乙案について、仲裁法制部会で意見が出ていますので、これを少し確認させていただければと思います。行ったり来たりで申し訳ないですけれども、分厚い④の補足説明資料を見ていただければと思います。補足説明資料の45ページをお開きいただけますでしょうか。すみません、これ黄色で塗ってございません。

45ページの20行目、左側に小さく何行目というのがあるのですが、20行目、「一方」のところ、こちらが国際的な事案に限定すべきという意見のようでございます。国際商事以外の分野、つまり国内の話においては、様々な類型の紛争が想定されるところ、調停の実情も調停機関とか調停人によって大きく異なるということで、当事者間の相対交渉による和解契約と調停による和解契約との区別が難しいものも含まれることから、弊害が大きいというような意見がなされているということです。

弊害は何かということは注1にありまして、想定される弊害として、当事者の真意かつ 終局的に意思に基づくものではなく、実体的、手続的正当性が認められないにもかかわら ず強制執行がされるおそれがあること、調停手続を悪用して債務名義が作成されることを 含むという記載がされています。

国内事案も含むべきという意見もありまして、おめくりいただきまして、46ページの下のほう、5とあって、その(1)の2行目辺りですと、国内の事案においても必要性が高いものはあり得ると、その下の下の下辺りに、和解合意に基づく義務が履行されなかった場面に至った後に執行証書を作成することや、即決和解を利用することは困難、あるいは、下から3行目辺りですと、紛争の額が比較的小さいものが一定程度含まれているので、

さらなる金銭的負担をかけずに執行力を付与する必要性が高いということでございます。 47ページを見ますと、一番上ですけれども、長期の分割払いを内容とする和解合意をし やすくなる等、紛争解決の選択肢を広げることが可能となると、そのため、国内の事案も 対象とするということでございます。そのほかもありますが、そういった意見がなされて いるということでございます。

それでは、中間試案の本体の資料③の10ページに戻っていただけますでしょうか。 そのほかの規定でございます。3、一定の紛争の適用除外ということで、消費者紛争、 個別労働関係紛争、家事紛争を除くということですけれども、注2や注3を見ますと、引 き続き検討するということが書いてあるものでございます。

11ページ、4番には、何でも執行力が付与されるということではなく、民事執行することができる旨の合意をした場合に限り適用するということで、当事者同士が執行力を付与するのをやめようということであれば付されないということで、選択制といいますか、そういうことのようでございます。

5番は適用除外ということで、そもそも強制執行することができるようなものは対象外 と書いてあります。

12ページに行きますと、書面によってされた和解合意とは何かということが書いてあります。

7番、下のほうに執行決定の手続が書いてあるということでございます。民事執行しようとする当事者は、裁判所に対して執行決定を求める申し立てをすること。そこから手続がずらっと書いてございます。これもやはり現在でも仲裁判断につきまして執行力の規定がありますので、そこを多分参考としているのだろうというところでございます。

14ページには、和解合意の執行拒否事由ということでございます。

中間試案の紹介は以上ですけれども、1点、ちょっと時間が長くなって申し訳ないですけれども、中間試案に盛り込まれなかったのですが、御確認いただきたい件がございます。 先ほどの④の補足説明をもう一度御覧いただけますでしょうか。次は補足説明の35ページでございます。こちらは黄色く塗ってございます。

第4、その他のところ、1、オンラインによる口頭審理の実施でございます。部会では 口頭審理をオンラインにより実施することの可否や、仲裁法の規定を見直すことの当否に ついても検討されたのですが、おめくりいただきまして、次のページ、36ページですけ れども、当事者が合意している場合はいいのですが、部会では主に当事者の一方が反対し た場合におけるオンラインの方法による口頭審理に関する記述を設けることを念頭に、仲 裁法の改正の当否について検討されたということでございます。しかし、意見の一致が見 られなかったというような結論のようでございます。

改正に積極的な意見としては、オンラインにより口頭審理を実施することができること を明確にする必要がある、あるいは、一方の当事者が引き延ばしを図るために反対してい る場合等、仲裁廷の判断でオンラインにより実施することができるものとする必要がある ということで、明文の記述を設けるべきであるとの意見があるということでございます。

これに対し、消極的な意見としては、仲裁法を改正することが、我が国の仲裁法がモデル法に対応していないとの評価を受けるおそれがある、オンラインの方法による実施を可能とするためには、仲裁法の改正よりも各仲裁機関による仲裁規則の改正によることが相当であるので、改正は慎重に検討すべきであるとの意見があり、それよりも、そもそも改正するしない以前に、第三者、当事者本人、鑑定人等の陳述が口頭で行われるところ、コーチング等の不正が行われるおそれがある、当事者の防御権が侵害されるおそれがあることも踏まえると、そもそも仲裁廷の判断で、オンラインで実施することは慎重であるべきとの意見があったということのようでございます。

以上を踏まえて、この点についての規律の見直しは提案されてないと、意見の一致が見られなかったということのようでございます。

当委員会につきましても、まだこれも途中の状況ということでしょうけれども、こういった動きを今後見ていって、また御相談をさせていただければと思っています。

説明長くなりましたが、以上でございます。特に調停への執行力の付与のところだと思います。今後留意すべき点等がございましたら御指摘をいただければと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

## 【田村委員長】 ありがとうございました。

今事務局の話にもありましたけれども、今回の中間試案で当委員会に関することとしましては、あっせんを含む調停に執行力を付与することが盛り込まれていると、そういう点があるかと思いますけれども、この機会に、そもそも執行力を付与するということの意義は何なのか、当委員会の関係で留意すべき点としては何が考えられるのか、そういったことにつきまして、法律の実務家あるいは研究者の方々等からコメントをいただければと思っております。

まず、訴訟代理人の実務家として、三尾委員、いかがでしょうか。

【三尾委員】 ありがとうございます。私のほうから少し発言させていただきたいと思います。

調停の制度につきましては、裁判所における調停をよく使っておりまして、私自身も調停委員をやっておりました経験もあるのですけれども、裁判や仲裁手続と比べまして、非常に当事者に対してのハードルが低いといいますか、利用しやすい、親しみやすい手続になっているのかなというのがまず大きいと思います。そうした意味で、既に裁判所による調停制度もありますし、仲裁という制度もあって、執行力がついてくるのですけれども、それをもう少し幅広く広げたほうが、当事者に対する紛争解決の手段の提供という意味では有意義ではないかという、そういう判断は非常に理解できるところです。

調停について、執行力をという話は随分前から議論をされておりまして、今回と同じように、その弊害とか、マイナス面等も考慮されて、なかなか裁判所以外については実現されていなかったのですけれども、まず、国際的な紛争について言えば、現在裁判所で紛争解決するというのは、国際的な紛争解決については非常に難しくなっておりまして、外国の企業さんと契約を締結する場合に、必ず準拠法や管轄等も入れるのですけれども、その際にはやはり国際仲裁という、その制度を入れることが多いんですね。調停といったところもそれも含まれるということであれば、さらに当事者間で非常に円滑な交渉が可能になります。それで、非常に国際的な観点では有意義だということは理解できるところです。

一方で、国内ですけれども、執行力といったことは、実際に執行するということもあるのですけれども、それ以上に、最終的に何かあった場合には執行できるという当事者の、覚悟といいますか、そういったものが非常に大きいと思うんですね。ですので、それをも踏まえて、代理人としても十分に話合いをして、問題のないように、納得できるように解決しましょうということで調整できますし、一方で、入っていくときのハードルが低いということで、紛争解決の手段としては非常に柔軟であり、最終的には執行力を付与することで最悪のケースも対応できていると、そういった意味もありますので、私個人としては調停に執行力を付与するということは非常に有意義だなと思います。

ただ一方で、弊害で指摘されておりますように、あまり幅広くそれを広げてしまいますと、何でもかんでも最後執行されてしまうということになって、当事者間の不公平なケースの合意の場合、一方的に不利な状況に陥ってしまうということも危惧されると思うんですね。ですので、本委員会のように、私どもが最終的にチェックをして、きちんとした形での最終合意までたどり着けるというようなプロセスが確保できているような場合であれ

ば、むしろ幅広く国内の調停案件についても執行力を付与していくという方向性が、個人 的には望ましいと思います。その際には、やはりデュープロセスといいますか、きちんと した手続を経て公平な最終合意に至るということが担保されなければいけないと思います。 長くなりましたけれども、以上です。ありがとうございます。

【田村委員長】 ありがとうございました。

それでは、今度、民訴法の研究者でございます杉山特別委員はいかがでしょうか。

【杉山特別委員】 杉山です。事務局の御説明と、あと、三尾先生の御説明とも少し重なるとは思いますけれども、今なぜこの問題が議論されているのかという、背景事情も含めて少し説明したいと思います。

現行法上は、紛争の当事者の間で話合いがなされて、和解が成立したとして、それが仮に第三者が介在しての調停であっても、それだけで強制執行、つまり、国が強制的にその債務を実現するような手続を進めることはできません。強制執行を開始するためには、債務名義という文書が必要となってくるのですけれども、今のところ債務名義になるのが、例えば、判決であったり、先ほど挙がってきた裁判所で行われたような調停であったり、裁判所で行われた和解等が必要となってまいります。

裁判所の外で行われた場合には、仲裁が1つの例ですけれども、仲裁の場合にはそれだけで執行できるわけではなくて、裁判所で執行決定を出して執行することが可能になっていきます。実は裁判所以外で作成された文書でも、執行証書という、公証人が作成した一定の文書については債務名義になるのですけれども、それを除きますと、基本的には何らかの形で裁判所が関与して作成された紛争解決基準を示した文書、あるいは、中立の第三者が関与して、裁判所がいわば認証した文書で強制執行ができることになっています。

裁判外の紛争処理制度を使いまして、話合い、調停などが成立した場合であっても、これだけでは債務名義になりませんので、相手方が履行しない場合には、先ほどのご説明にもありましたように、費用をまた別途払いまして、公証人に執行証書を作るか、あるいは、裁判所を使う場合には、簡易裁判所で即決和解をすることはできるのですけれども、手間と費用がかかるという問題があります。

この問題自体はこの近時、急に議論されたものではなくて、平成16年に裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律、いわゆるADR基本法ですけれども、これを制定する際にも、ADR、裁判外の紛争処理手続の利用を促進するためには、その結果を確実に履行ができるという担保がなければいけないということで、主に民間のADR機関でなされた

裁定とか調停とかあっせんの結果に執行力を認める、債務名義性を認めることの是非自体 は既に検討がされておりました。

もっともこの問題については賛否両論ございまして、否定する見解としては、ADR機関も様々なものがございますし、濫用の可能性があるとか、萎縮効果、すなわち効果が強過ぎてかえって利用が敬遠されるのではないかといった懸念が示されておりましたが、結局のところ改正は実現されず、今後も検討を続けるべき将来の課題として残されました。

これも事務局から配付された資料にもあったと思いますけれども、2018年にUNC ITRAL、国際商取引法委員会で調停に関するシンガポール条約が作成されて、国連総会で採択されています。これは国際的な商事調停によって成立した和解合意に執行力を付与する仕組みであり、UNCITRALで検討されたこともあって、対象が限定されたのだとは思いますけれども、基本的に裁判外で行われる調停で、国際的な商事の紛争、すなわち当事者が別の国にいるとか、営業所が別の国にあるような商事の紛争に限定しています。しかも、裁判所が調停に公序良俗違反がないか等の審査を行うことを条件に執行力を認めるというものです。

日本はまだ署名も採択もしていないのですけれども、一応準備作業に取りかかっており、 条約それ自体は国際的な商取引に関する調停に関するものですけれども、かねてから将来 の課題とされていた国内の調定についての執行力の付与についても対象に含めて検討しよ うということになり、このような中間試案が出ています。

そして、中間試案では、調停が成立した後に裁判所が執行決定を出すことが必要となっており、裁判所は和解の内容とか手続を見て、例えば、調停人自体に問題があるときに執行拒否をすることができるという仕組みで提案がされています。

したがって、調停手続自体が適正なものであるのか、あるいは、合意が真意に基づくものなのかといった点については、裁判所によるチェックが、事後的に入ることとなりそうです。

他方で、適用対象を国内の調停まで広げるかという問題がありますが、調停と言われているものの中には様々なものがあり、第三者の関与の仕方も、積極的なものであったり、単に立ち会っているだけのものであったり、様々であるので、手続の適正さをどう確保するのか、様々な形の調停人の関与どうやって規律するのか、あるいは、調停の一部については適用を除外するのかといった点が問題になると思っています。

背景事情も含めて、簡単に御説明させていただきました。

以上です。

【田村委員長】 ありがとうございました。お二人から大変分かりやすい御丁寧な御説明いただきまして、ありがとうございます。

予定されている時間がちょっと過ぎてはいるのですが、この機会に、当委員会ではこの 執行力の付与についてどういうことに留意すべきか、というようなことに関しまして、当 委員会のあっせん委員の御経験もございます、小塚委員にお願いしたいと思います。

【小塚委員】 ありがとうございます。小塚です。

当委員会で、いろいろなタイプの紛争についてあっせんを扱っているわけですけれども、今まで多く出てきた類型の一つが、地上波放送のケーブル事業者による区域外再放送という紛争類型であったかと思います。あのような事案を考えてみますと、再放送をするかどうかということについては、地上波放送自体は電波が飛んでいますので、ある意味で言うと、執行するしないという問題は生じないわけです。ところが、あっせんによって合意を成立させる場合には、例えば、いろいろな条件をつけて期限を区切ったり、それから、期限を区切ると最終的には再放送がある時点で停止されることになりますけれども、そのことについて視聴者に周知を図るというようなことを条件につけたりというようなことがあったかと思います。

そういう場合には、その条件が実施されているかどうかというようなことのモニタリングというのを、当事者、関係者がしようとすると非常にコストがかかるということになるかと思いますので、そういうような事案の場合には、裁判所による執行力ということをつけるということに意義があるように私には思われました。

客観的にあっせんを行う当委員会としては、両当事者の意見を聞いて、これであれば履行されるであろうと信じてあっせんをするわけですけれども、当事者間に過去の経緯等々があって、仮に、いろいろな不信感等があるような場合に、最終的には裁判所を通じた執行力があり得るということになれば、合意に近づきやすくなるというような効果もあり得るかもしれず、その意味で、当委員会にとっても有意義な制度となり得るように感じられます。

その上でということですが、2つ私が気がついたといいますか、少し気になっている点がありまして、1つは、裁判所による執行というのは、言葉で言うのは簡単ですが、実際にどのようにして執行するかということを考えていかなければいけないということです。 今度は放送ではなくて、通信の接続、あるいは、卸の取引によるサービス提供のようなこ

とを考えますと、最終的には技術的な仕組みを通じて電気通信サービスが提供されるとい うことを担保することになりますが、裁判所、あるいは、裁判所の執行官のような方が技 術の中まで入って、例えば、丸々という規格を満たすこれこれという部品、SIMならS IMを提供せよとか、開放せよというようなことを裁判所とか執行官が判断できるかとい うと、なかなか難しい。判断はできるかもしれませんが、例えば、そういう規格を執行官 が作ってしまうわけにはいきませんし、そういう部品を作ってしまうわけにもいきません。 そういう場合に、恐らく執行するとしても、最終的には違反の状態が続いていれば1日幾 らの間接強制金や反則金というような、そういう形をとらざるを得ないのではないかとも 思われまして、そうしますと、あっせん条項の書き方等も考えていく必要があると思われ ますし、それから、最終的に当事者の協議が必要だと考えて、この点について誠実協議せ よというようなことであっせんが成立したとしても、誠実協議したかどうかというのは、 誠実とは何だということを考えていくと、最終的に裁判所の執行にはなじまないと思われ ます。やはり執行力をつけて、それによって合意を成立させようとするのであれば、あっ せんの内容についても工夫をしておく必要があると思います。もちろん執行できないあっ せんに意味がないと申し上げているわけではなくて、どちらも可能性はありますけれども、 執行力をつけることで合意を成立させようとするものであれば、そういう工夫をする必要 が出てくるかなと感じました。これが1つ目です。

それから、2つ目は、ちょっと三尾先生がデュープロセスということをおっしゃって、また、杉山先生が過去の日本の議論もありつつ、シンガポール条約というものが出てきたことが1つの経緯になったということに関連してなのですけれども、私が限られた知識で理解しているところでも、シンガポール条約等が想定している国際商事調停と、日本でいわば半ば日常用語的に言われる調停と呼ばれるものは、必ずしも一致していないということを指摘される法律家の先生もいらっしゃるように思います。

特にやはり手続の適正さということで、日本的な調停というのは、間に立つ人が、こちらの意見を聞いて、こちらの意見を聞いて、それで、落としどころを見つけてきてまとめると。これを法律の用語に直すと別席調停というのですね。

しかし、それはある意味でいうと、手続の透明性という点で、逆に当事者の不信感を招くということもありますし、別席調停をしたからすぐに、例えば、公序違反だとか、そういうことを申し上げるつもりはないのですけれども、国際的なスタンダードとしての商事調停というのはやはりそういうことはしないというのが基本であるというふうに伺ってお

ります。

そういうことを考えますと、当委員会のあっせんの仕方としても、特に当委員会では、 過去にも事務局に非常にお骨折りいただいているところが多いというふうに理解していま すけれども、その辺りの当事者とのコンタクトの仕方等も、最終的に執行力がある形であ っせんを成立させようとするのであれば、少し整理していったほうがいいかなと、この辺 りも課題であるように思われます。

以上です。

【田村委員長】 ありがとうございました。

お三方からコメントをいただきましたけれども、これら事務局の説明も含めまして、委 員の皆様から何か御質問、御意見等ございましたらば発言をお願いいたします。

【三尾委員】 すみません、三尾です。よろしいでしょうか。

【田村委員長】 どうぞ。

【三尾委員】 すみません、先ほど小塚先生のほうから御指摘いただいた点、非常に留意するべき点だと私も思います。私は裁判所のほうで民事調停委員をやっておりましたので、裁判所による調停手続をよく理解しておりまして、自らが調停委員だったものですから、それと比べまして、十分裁判所以外のところでも、きちんとした手続にのっとった調停というのはできるのかなと感じる次第であります。

ただ、幅広く広げてしまうことは非常に危険ですので、その辺りは限定的に考えていかなきゃいけないとは思うのですけれども、例えば、ADR法上で設置された調停機関等については、私個人的には裁判所と匹敵するぐらいのものも十分ありますし、裁判所にあえて限定しなくても十分執行力を付与できる体制は取れるのかなというふうに考えている次第です。

以上です。

【田村委員長】 ありがとうございました。弁護士会のADR、私もやっていますけれども、その議論はまた別の機会にしていただこうかなと思います。

ほかの委員の方、何かございますでしょうか。

今のところほかの委員の方はないようですので、ちょっと予定していた時間も来たよう でございますから、特になければこれで議題2も終わりにさせていただきたいと思います。 傍聴者の皆様は、恐縮ですが、これで御退出ということになります。

(傍聴者退出)

# (4) 閉会【非公開】